(1)並びに第三号ロ(1)及びハにおいて同じ。）（令和五年分の所得税に係る同項第三十号に規定する合計所得金額（第三号ロ(1)において「合計所得金額」という。）が千八百五万円を超える者を除く。）

(i)　その者の令和五年分の所得税の額（所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額をいう。第三号ロ(1)(i)において同じ。）

(ii)　［略］

(2)　(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者（令和六年度分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（第三号ロ(2)において「合計所得金額」という。）が千八百五万円を超える者を除く。）

(i)　その者の令和六年度分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいい、同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）（第三号ハ(1)において「道府県民税の所得割」という。）の額及び市町村民税の所得割（同法附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用を受ける前のものをいう。同号ロ(2)及びハ(1)において同じ。）の額の合算額

(ii)　［略］

ヘ　次号イに掲げる世帯のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯

(1)において同じ。）（令和五年分の所得税に係る同項第三十号に規定する合計所得金額が千八百五万円を超える者を除く。）

(i)　その者の令和五年分の所得税の額（所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額をいう。）

(ii)　［同上］

(2)　(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者（令和六年度分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が千八百五万円を超える者を除く。）

(i)　その者の令和六年度分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）の額及び市町村民税の所得割の額の合算額

(ii)　［同上］

ヘ　次号に掲げる世帯のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯

二　前条第二号に掲げる給付金　次に掲げる個人又は世帯

イ　世帯に属する者のうち少なくとも一人が、令和六年能登半島地震による被害を受けた場合において、市町村の条例で定めるところにより令和五年度分の市町村民税を免除された者である世帯（前号ロからニまでに掲げる世帯に該当するものとして前条第一号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

ロ　前号イからヘまでに掲げる個人又は世帯

三　前条第三号に掲げる給付金　次に掲げる個人又は世帯

イ　次に掲げる個人又は世帯

(1)　第一号イからヘまでに掲げる個人又は世帯

(2)　前号イに掲げる世帯

(3)　世帯に属する全ての者が令和六年度分の市町村民税を課されない者である世帯

ロ　次の(1)又は(2)に該当する者

(1)　(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額に満たない居住者（第一号ホ(1)に掲げる者に該当するものとして前条各号に掲げる給付金の支給を受けた者にあっては、第一号ホ(1)(ii)に掲げる金額から同号ホ(1)(i)に掲げる金額を控除した金額が、(ii)に掲げる金額を控除した金額に

二　前条第二号に掲げる給付金　世帯に属する者のうち少なくとも一人が、令和六年能登半島地震による被害を受けた場合において、市町村の条例で定めるところにより令和五年度分の市町村民税を免除された者である世帯（前号ロからニまでに掲げる世帯に該当するものとして前条第一号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

［号の細分を加える。］

［号を加える。］